

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）に対する意見公募の結果及び改正告示の公布

消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）の内容について、令和3年2月12日から令和3年3月15日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）について4件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」及び「耐火電線の基準の一部を改正する件」を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

- 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）
泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法並びに泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法に係る点検基準の一部を改正するため、昭和50年消防庁告示第14号の一部を改正するものです。
- 耐火電線の基準の一部を改正する件（案）
最大使用電圧が60V以下の低圧ケーブルについて基準化するとともに、所要の規定の整備を行うため平成9年消防庁告示第10号の一部を改正するものです。

2 意見公募の結果

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）の内容について、令和3年2月12日から令和3年3月15日までの間、意見を公募したところ、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）について4件の御意見がございました。

いただいた御意見及び総務省の考え方は、別紙1のとおりです。

3 改正告示の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、改正告示を令和3年5月24日に公布しました。

- ・改正告示の概要 別紙2
- ・改正告示の新旧対照表 別紙3



(事務連絡先)

消防庁予防課 桑折課長補佐、中村事務官

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533